

福岡県地球温暖化防止活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき、福岡県における地球温暖化対策の推進を図るための活動に取り組む福岡県地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）の設置について必要な事項を定めるものである。

(推進員の要件)

第2条 推進員の要件は、次の各号のいずれにも該当する者であることとする。

- (1) 福岡県における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者であり、自ら地域住民等とともに自主的な活動を行える者であること。
- (2) 活動区域の市町村内に居住、在勤又は在学している者であること。
- (3) 委嘱の日に満18歳以上の者であること。

(委嘱)

第3条 推進員の選任は、市町村長の意見を聴いて知事が委嘱する。

2 市町村長の推薦は、福岡県地球温暖化防止活動推進員推薦書（様式第1号）により行うものとする。

(任期)

第4条 推進員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解嘱)

第5条 知事は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを解嘱することができる。

- (1) 推進員が、第2条第2号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (2) 推進員が活動を行うことができなくなったとき。
- (3) 推進員から辞職の申し出があったとき。
- (4) その他推進員として適当でないと認められるとき。

(推進員の氏名等の公表)

第6条 知事は、地域住民及び市町村等との連携を図るため、推進員の氏名等は公表するものとする。

(活動)

第7条 推進員は、法第37条第2項の規定に基づき、次に掲げる活動を行う。

- (1) 自らの日常生活において地球温暖化防止活動を実践すること。
- (2) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めるため、各種会合等の場に積極的に参加し、国及び県等が作成するパンフレット等の資材を活用した普及啓発に努めること。

- (3) 住民に対し、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について、必要な助言を行うこと、又は住民等からの地球温暖化対策に関する相談に応じること。
- (4) 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、実践的な取組方策や先進的事例を紹介するなど、当該活動に資する情報の提供その他の協力をすること。
- (5) 温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。
- (6) 福岡県地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）が実施する事業に協力すること。
- (7) 推進員としての活動を通じて得た地球温暖化対策に関する情報、事例、意見等を、県、センターその他の関係機関に提供すること。
- (8) 推進員は、県、市町村及びセンターと連携しながら、地球温暖化対策に取り組む住民、事業者、団体等が協働して実践活動に取り組むよう調整に努めること。
- (9) 県、センター又は市町村が行う研修会、講演会等に積極的に参加し、推進員としての資質の向上に努めること。
- (10) その他地球温暖化対策の推進に関すること。

（報告）

第8条 推進員は、活動年度の翌年度の4月末までに当該活動年度の活動結果を知事が別に定める様式により知事に報告するものとする。

2 知事は、必要に応じ、推進員に対し活動状況について報告を求めることができる。

（支援）

第9条 県は、推進員の活動を促進するために、次に掲げる支援を行う。

- (1) 推進員の資質向上のための研修会を開催すること。
- (2) 国及び県等の作成するパンフレット等の啓発資材を提供すること。
- (3) その他知事が推進員の活動促進のために必要と認めること。

（庶務）

第10条 推進員に関する庶務は、福岡県環境部環境保全課において処理する。

（要綱の見直し）

第11条 知事は、福岡県における地球温暖化対策等の進捗状況等を勘案し、必要があると認めるときは、この要綱の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（その他）

第12条 この要綱で定めるもののほか、推進員に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月15日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

文書番号
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長

福岡県地球温暖化防止活動推進員推薦書

このことについて、福岡県地球温暖化防止活動推進員設置要綱第 3 条の規定に基づき、下記の者を福岡県地球温暖化防止活動推進員に推薦します。

記

市町村名			
フリガナ			生年月日 年 月 日
氏 名			年齢 歳（ 年 月 日現在）
住 所	〒 —		
連絡先	TEL		FAX
	電子メール		
勤務先	名 称		
	所在地	〒 —	
	TEL		FAX
	電子メール		
環境保全活動団体等に所属している場合におけるその団体名及び活動内容			
個人で環境保全活動等を行っている場合における活動内容			
環境カウンセラーの資格 有 ・ 無 登録番号			
市町村長の推薦理由又は意見等			
市町村 連絡先	所属名		担当者名
	TEL		FAX
	電子メール		